

○周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱

令和5年1月1日農委要綱第4号

周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の農地最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱するに当たり、周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（令和5年周南市農業委員会規則第1号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、推進委員候補者の推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）又は推進委員候補者の募集に応募した者（以下「応募者」という。）の評価を行うため、周南市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会長（以下「会長」という。）の求めにより、被推薦者又は応募者の評価を行い、その結果を意見として会長に報告する事務
- (2) 被推薦者又は応募者の経歴その他被推薦者又は応募者の評価に必要な事項の審査を行うとともに、必要に応じて被推薦者又は応募者の面接、関係者からの意見聴取その他適当と認める方法による審査を行い、意見を集約する事務

(組織)

第3条 評価委員会は、評価委員9人をもって組織する。

2 評価委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会長
- (2) 委員会の会長職務代理者（以下「会長職務代理者」という。）
- (3) 周南市農業委員会幹事会設置要綱（令和5年周南市農業委員会要綱第2号）第3条第2項に規定する幹事 6人
- (4) 委員会の事務局長

3 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が被推薦者、応募者又は被推薦者の推薦者となったときは、評価委員になることができない。

4 前項の規定により評価委員が欠けた場合は、会長の指名により評価委員を補充す

るものとする。

5 第3項の規定により会長が欠けた場合の評価委員の補充は、次の各号に掲げる場合に応じてそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 会長が欠けた場合 会長職務代理者が評価委員を指名する。

(2) 会長及び会長職務代理者がともに欠けた場合 周南市農業委員会幹事会設置要綱第5条第1項に規定する幹事長が評価委員を指名する。

(評価委員の任期)

第4条 評価委員の任期は、第2条第1号に掲げる事務の期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、評価委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する。

4 委員長の任期は、評価委員の任期とする。

(会議)

第6条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、評価委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した評価委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 会議は、第2条第2号に掲げる事務を行うこと、出席した評価委員の意見の交換を尊重すること、不当に被推薦者、応募者その他関係者の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(評価委員の秘密保持義務)

第7条 評価委員は、評価委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を解いた後も同様とする。

(会議の記録)

第8条 会議の記録は、委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が作成し事務局で保管する。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

(周南市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要項の廃止)

2 周南市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要項は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までの被推薦者及び応募者の評価については、なお従前の例によるものとし、廃止前の周南市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要項の規定に基づきなされた行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた行為とみなす。

附 則 (令和5年3月31日農委要綱第11号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。